

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ(2019 年 11 月)

「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

【対象の「ご契約のしおり・約款」】

- ① 一時払終身介護 ② My 介護 Best ③ ひまわり認知症予防保険
- ④ たんぽぽ認知症治療保険 ⑤ 認知症治療終身保険(無解約払戻金型)
- ⑥ 100 歳時代年金

■「取扱総則規定約款」の変更

取扱総則規定約款の一部を改定します。本文書が適用される保険種類に関しましては、保障内容等への影響はありません。

●第1条(用語の定義)第1項をつぎのとおり変更します。

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
(途中省略)	
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

●第14条(重大事由による解除)第1項第1号、第6項をつぎのとおり変更します。

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者(満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。)または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。)を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

- ⑥ 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔I 型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約(以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。)または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契

約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約(以下「収入保障保険契約」といいます。)の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
- (2) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
- (3) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編(特別規定)」に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編(普通規定)」に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

●第18条(保険契約の更新)をつぎのとおり変更します。第7項から第9項、第11項から第13項、第17項は項番が2ずつ繰り下がるだけの変更のため記載を省略しています。(⑤の「ご契約のしおり・約款」のみが対象です)

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間(ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。)前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日(以下「更新日」といいます。)に更新することができます。

- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新

前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保障期間
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱いません。
- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。

●第19条(保険期間が終身の保険契約への変更)第1項、第8項から第14項をつぎのとおり変更します。第11項から第14項は項番が1ずつ繰り下がるだけの変更のため記載を省略しています。(⑤の「ご契約のしおり・約款」のみが対象です)

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約(以下本条において「変更前契約」といいます。)を、変更前契約の保険期間の満了する日

の2週間(ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。)前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約(以下本条において「変更後契約」といいます。)に変更することができます。

- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条(保険料の払込)第3項から第5項までおよび第7条(保険料払込の猶予期間)第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

●第21条(保険契約者に対する貸付)第7項をつぎのとおり変更します。(⑤の「ご契約のしおり・約款」のみが対象です)

- ⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額(無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第1回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。)をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
 - (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

●第24条(死亡保険金等の受取人の変更)第1項をつぎのとおり変更します。

第24条 保険契約者(無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人として、以下本条において同様とします。)は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
- (2) 満期保険金受取人

●第25条(遺言による死亡保険金等の受取人の変更)第1項をつぎのとおり変更します。

第25条 前条に定めるほか、保険契約者(無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人として、以下本条において同様とします。)は、死亡保険金等の支払事由

が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

●第30条(給付金等の受取人による保険契約の存続)第8項をつぎのとおり変更します。

- ⑧ 個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険(介護割増型)契約において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

●第41条(既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則)を新設する。(⑤の「ご契約のしおり・約款」のみが対象です)

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

(既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則)

第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約(以下本条において「既契約」といいます。)の保険期間が満了する日の2週間前(ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。)までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この保険契約の契約日は、第3条(会社の責任開始期)の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
 - (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

■「取扱総則規定約款」のうち「別表」の変更

取扱総則規定約款の「別表」の一部を改定します。本文書が適用される保険種類に関しましては、保障内容等への影響はありません。適用されることのない規定については省略しておりますので、変更箇所はつぎのとおり、省略部分の変更のみとなります。

●一時払終身介護

「一時払終身介護」の場合、適用されることのない「1. ～12.、15. ～23.、25. ～34.」の規定について記載を省略しています。

●My 介護 Best

My介護Best【無配当終身生活介護年金保険(低解約払戻金型)(002)】の場合、適用されることの

ない「4. ～12. 、15. ～23. 、25. ～34. 」の規定について記載を省略しています。

●ひまわり認知症予防保険

ひまわり認知症予防保険の場合、適用されることのない「5. ～23. 、25. ～29. 、31. 、32. 、34. 」の規定について記載を省略しています。

●たんぽぽ認知症治療保険 ⑤認知症治療終身保険(無解約払戻金型)

「通増認知症治療終身保険」の場合、適用されることのない「4. ～23. 、25. ～29. 、31. ～34. 」の規定について記載を省略しております。

●100 歳時代年金

【無配当長寿生存年金保険(低解約払戻金型) (001)】および【無配当終身生活介護年金保険〔I 型〕(無解約払戻金型) (001)】の場合、適用されることのない「4. ～12. 、15. ～23. 、25. ～34. 」の規定について記載を省略しております。

■「取扱総則規定約款」のうち「請求書類」の変更

取扱総則規定約款の「別表」の一部を改定します。本文書が適用される保険種類に関しましては、保障内容等への影響はありません。変更箇所はつぎのとおりです。また、①－18、③－11 について新たに記載を省略しています。

●①－1をつぎのとおり変更します。

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金	
・死亡保険金 ・死亡給付金 ・普通死亡保険金 ・ガン死亡保険金 ・第1回の遺族年金 ・死亡一時金（無配当利率 変動型一時払終身生活介護 年金保険の場合） ・遺族給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が 認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸 籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
・第2回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書

・死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
--	--

●①－16をつぎのとおり変更します。（⑥の「ご契約のしおり・約款」のみが対象です）

16. 年金	
・支払保証期間付終身年金 ・元本保証付有期年金 ・確定年金 ・支払保証期間付終身年金（介護割増） ・遺族給付金付終身年金（介護割増）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合には不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書（ただし、第1回の年金を請求する場合は保険証券） (5) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（介護割増年金額を請求する場合にかぎります。）

●③－1をつぎのとおり変更します。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

事由	給付金等
1. 死亡したこと	・死亡保険金 ・災害死亡保険金 ・死亡給付金 ・ガン死亡保険金 ・普通死亡保険金 ・第1回の遺族年金 ・死亡一時金 ・死亡払戻金 ・遺族給付金

■保険料口座振替扱特約条項 の変更

第9条第1項をつぎのとおり変更します。

(第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則)

第9条 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。)から保険料口座振替を行う場合には、主約款(ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条)の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき